

# 定 款

一般社団法人 東京都信用組合協会

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都信用組合協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、協同組合の理念を尊重して信用協同組合の健全な発展を図り、もって公共の利益を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 信用協同組合の業務活動を支援するための事業
- (2) 信用協同組合の人材の確保、育成を図るための研修会、講習会、適性試験等の実施事業
- (3) 信用協同組合の健全な発展に資するための経営基盤の安定強化事業並びに地域の金融安定化に資するための推進支援事業
- (4) 信用協同組合の業務改善及び推進を図るための調査研究、情報の収集、統計資料の作成等事業
- (5) 信用協同組合及び取引先の事業効率化に資するための連携および提携事業
- (6) 信用協同組合に関する広報宣伝、地域貢献、防犯対策事業
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業のうち、(2)の事業は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県において行い、(5)の事業は日本全国において行い、その他の事業は東京都で行うものとする。

## 第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 本協会の会員は、東京都に主たる事務所を有する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による信用協同組合であって、次条の規定により本協会の会員となった信用協同組合をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得等）

第6条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に会員になろうとする信用協同組合の代表理事がこれに記名押印のうえ会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項により入会を承認したときは、会長は入会を申込んだ者及び会員にその旨を通知するものとする。

3 会員の本協会に対する権利及び義務は、会長が前項の規定による入会の申込を承認した旨の通知を発したときから発生するものとする。

（任意退会）

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議を経て当該会員を除名することができる。

- （1） 本協会の定款の規定に違反したとき
- （2） 本協会の名誉をき損し又は信用を失わせるような行為があったとき
- （3） 法令に違反し又は不正な行為があったとき
- （4） その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、当該会員に総会の一週間前までにその旨を通知し、その会員に総会で弁明の機会を与えるものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 当該会員が信用協同組合の資格を喪失したとき
- （2） 当該会員が解散したとき
- （3） 総会員が同意したとき

2 会員としての資格を喪失した者があるときは、会長は会員及び資格を喪失した会員にその旨を通知するものとする。

3 会員がその資格を失ったときは、会員の本協会に対する一切の権利及び義務は消滅する。ただし、未納の会費は納入しなければならない。

(変更事項の届出)

第10条 会員は第6条第1項の入会申込書に記載する事項に変更を生じたときは、2週間以内に書面をもって会長に届出なければならない。

(会費の負担)

第11条 会員は本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会の決議を経て定められた会費を支払う義務を負うものとする。

2 会員は既納の会費の返還を請求することはできない。

(会費の負担方法)

第12条 会員の会費負担の方法は総会で決定する。ただし、新たに会員となった者の会費負担は、資格を取得した日から、その事業年度の終わりまでの月割りとする。

## 第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認
- (8) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、通常総会として毎年度5月と3月に開催することとし、このうち毎年度5月に開催する通常総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

2 前項のほか、次の場合には臨時総会を開催する。

- (1) 理事会において必要と認め、総会の招集を決議したとき。
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(3) その他法令の定めるところにより、総会の招集を必要とするとき。

3 前項第2号の規定により招集する場合は、その請求があった日から1箇月以内にこれを招集しなければならない。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、総会の日時、場所及び目的たる事項を示した書面により開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、副会長の互選によりその1人がこれに代わる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の(1)の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上、それ以外の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 解散

(2) 会員の除名

(3) 定款の変更

(4) 監事の解任

(5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合行使した議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から、議長が指名した者が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内
  - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうちから会長1人、副会長4人以内、専務理事又は常務理事を1人置く。
  - 3 前項の会長及び専務理事又は常務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。
  - 4 本協会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、会員の代表理事または学識経験者のうちから選任する。
- 3 会長、副会長、専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、または理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（第15条第1項に定めるものをいう。）の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（第15条第1項に定めるものをいう。）の終結の時までとする。

3 欠員補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会（第15条第1項に定めるものをいう。）の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任した理由を解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(顧問・相談役及び参与)

第30条 本協会に顧問・相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問・相談役及び参与の選任は、総会において決議し、会長がこれを委嘱する。

- 3 顧問・相談役及び参与の任期は、その委嘱した会長の任期と同一とする。
- 4 顧問・相談役及び参与は、次の職務を行う。
  - (1) 会長、専務理事及び常務理事の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
  - (3) 会長の求めに応じ、総会及び理事会に出席し、意見を述べること。但し、議決には加わらない。
- 5 顧問・相談役及び参与は、総会の決議により解任することができる。
- 6 顧問・相談役及び参与については、報酬を支払うことができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (職務及び権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事又は常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で理事会において決定するものとして定める事項

### (招集)

第33条 理事会は、法令に定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し理事会の開催の日の3日前までに書面をもって通知しなければならない。

3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、副会長の互選により、その1人がこれに代わる。

### (理事会の定足数)

第35条 理事会は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半



数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員の書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、専務理事又は常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 正副会長会等

(正副会長会)

第 38 条 本協会に、会長、副会長並びに専務理事又は常務理事をもって構成する正副会長会を置き、理事会の議決事項及びその他重要な案件について協議する。

(部 会)

第 39 条 本協会に、会員信用協同組合の経営基盤強化策や本協会の事業遂行に係る協議検討、情報交換等を行うために、会員の代表理事及びこれに準ずるものをもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会の運営については、別に定める部会運営規程によるものとする。

(委員会)

第 40 条 本協会に、会長の諮問機関として委員会をおくことができる。

- 2 前項の委員は、会長が会員の代表理事又はこれに準ずるもののなかからこれを任命する。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第 3 号から第 5 号までの書類については、会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、毎年 5 月に開催する定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 4 8 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 会計監査報告書

(剰余金の分配)

第 44 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本協会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は車田和男、専務理事は八木秀男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成26年5月27日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 この定款は、平成29年5月25日に一部改正し、同日から施行する。